

世界アンチ・ドーピング規程
(The World Anti-Doping Code)

2006 年禁止リスト国際基準
(The 2006 Prohibited List International Standard)

(2006 年 1 月 1 日に発効する)

(This List shall come into effective on 1 January 2006)

2006 年禁止リスト国際基準

2006 年 1 月 1 日発効

いかなる薬物も、医学的に正当な適応に限って使用されなければならない。

・常に禁止される物質と方法（競技会検査及び競技外検査）

禁 止 物 質

S1 蛋白同化薬

蛋白同化薬は禁止される。

1. 蛋白同化男性化ステロイド薬(AAS)

a. 外因性* AAS ; 例として下記のものがある。

1-アンドロステンジオール (5 α -アンドロスト-1-エン-3 β , 17 β -ジオール);

1-アンドロステンジオン (5 α -アンドロスト-1-エン-3, 17-ジオン);

ボランジオール (19-ノルアンドロステンジオール);

ボラステロン;

ボルデノン;

ボルジオン (アンドロスタ-1, 4-ジエン-3, 17-ジオン);

カルステロン;

クロステボール;

ダナゾール (17 β -エチニル-17 β -ヒドロキシアンドロスト-4-エノ[2, 3-d]イソキサゾール);

デヒドロクロロメチルテストステロン (4-クロロ-17 β -ヒドロキシ-17 β -メチルアンドロスタ-1, 4-ジエン-3-オン);

デソキシメチルテストステロン (17 β -メチル-5 α -アンドロスト-2-エン-17 β -オール);

ドロスタノロン;

エチルエストレノール (19-ノル-17 β -プレゲン-4-エン-17-オール);

フルオキシメステロン;

フォルメボロン;

フラザボール (17 β -ヒドロキシ-17 β -5 α -アンドロスタノ [2, 3-c]-フラザン);

ゲストリノン;

4-ヒドロキシテストステロン (4, 17 β -ジヒドロキシアンドロスト-4-エン-3-オン);

メスタノロン;

メステロロン；
メテノロン；
メタンジエノン（17 -ヒドロキシ-17 -メチルアンドロスタ-1, 4-ジエン-3-オン）；
メタンドリオール；
メタステロン（2 ,17 -ジメチル-5 -アンドロスタン-3-オン-17 -オール）；
メチルジエノロン（17 -ヒドロキシ-17 -メチルエストラ-4, 9-ジエン-3-オン）；
メチル-1-テストステロン（17 -ヒドロキシ-17 -メチル-5 -アンドロスト-1-エン-3-オン）；
メチルノルテストステロン（17 -ヒドロキシ-17 -メチルエストル-4-エン-3-オン）；
メチルトリエノロン（17 -ヒドロキシ-17 -メチルエストラ-4, 9, 11-トリエン-3-オン）；
メチルテストステロン；
ミボレロン；
ナンドロロン；
19-ノルアンドロステンジオン（エストル-4-エン 3, 17-ジオン）；
ノルボレトン；
ノルクロステボール；
ノルエタンドロロン；
オキサボロン；
オキサンドロロン；
オキシメステロン；
オキシメトロン；
プロスタノゾール（[3, 2- c]ピラゾール-5 -エチオアロコラン-17 -テトラヒドロピラノール）；
キンボロン；
スタノゾロール；
ステンボロン；
1-テストステロン（17 -ヒドロキシ-5 -アンドロスト-1-エン-3-オン）；
テトラヒドロゲストリノン（18 -ホモ-プレグナ-4, 9, 11-トリエン-17 -オール-3-オン）；
トレンボロン
及び類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有するもの。

b. 内因性** AAS :

アンドロステジオール (アンドロスト-5-エン-3 β , 17 β -ジオール);

アンドロステジオン (アンドロスト-4-エン-3, 17-ジオン);

ジヒドロテストステロン (17 β -ヒドロキシ-5 α -アンドロスタン-3-オン);

プラステロン (デヒドロエピアンドロステロン、DHEA);

テストステロン及び下記の代謝物と異性体

5 α -アンドロスタン-3 α , 17 α -ジオール;

5 α -アンドロスタン-3 α , 17 β -ジオール;

5 α -アンドロスタン-3 β , 17 α -ジオール;

5 α -アンドロスタン-3 β , 17 β -ジオール;

アンドロスト-4-エン-3 α , 17 α -ジオール;

アンドロスト-4-エン-3 α , 17 β -ジオール;

アンドロスト-4-エン-3 β , 17 α -ジオール;

アンドロスト-5-エン-3 α , 17 α -ジオール;

アンドロスト-5-エン-3 α , 17 β -ジオール;

アンドロスト-5-エン-3 β , 17 α -ジオール;

4-アンドロステジオール (アンドロスト-4-エン-3 β , 17 β -ジオール);

5-アンドロステジオン (アンドロスト-5-エン-3, 17-ジオン);

エピ-ジヒドロテストステロン;

3 α -ヒドロキシ-5 α -アンドロスタン-17-オン;

3 β -ヒドロキシ-5 α -アンドロスタン-17-オン;

19-ノルアンドロステロン;

19-ノルエチオコラノロン。

上記のような体内で自然につくられる**蛋白同化男性化ステロイド薬**については、**検体中の禁止物質**、その代謝物又はマーカーの濃度あるいはその他関連物質との比率が正常範囲からかけ離れ、正常に内因性に産生された物質とは判断できない場合、**検体には禁止物質が含まれているとみなされる**。ただし、**禁止物質**、その代謝物又はマーカーの濃度あるいはその他関連物質との比率が生理的あるいは病的状態に起因することを**競技者が立証した場合**、**検体に禁止物質が含まれているとはみなされない**。

いかなる場合においても、また、いかなる濃度であっても信頼性の高い分析方法(IRMS*等)に基づいてその**禁止物質**が外因性由来であることを証明できる場合には、**検体に禁止物質が含まれているとみなされる**ので、分析機関は**違反が疑われる分析結果**として報告することになる。そのような場合には追加調査は必要とされない。

*IRMS : 同位体比質量分析法

検査値が正常範囲内であり、信頼できる分析方法(IRMS 等)で外因性であることが決定できない場合でも、参照すべきステロイドプロファイルと比較するなど禁止物質を使用した可能性があるという重大な兆候があると判断される場合、関連アンチ・ドーピング機関は、過去の結果を検討する、あるいは追加検査を行うことによって、その結果が生理的あるいは病的状態に起因するか、または外因性の蛋白同化男性化ステロイド薬に起因するかを判断する。

分析機関から、尿中の T/E 比が 4 をこえて報告され、信頼できる分析方法(IRMS 等)によっても外因性の禁止物質であると判断できない場合、その比率が生理学的・病的状態に起因するかあるいは外因性の蛋白同化男性化ステロイド薬由来であるか否かを判断するため、過去の結果を検討する、あるいは追加検査を行うことによって追跡調査を実施することができる。分析機関から報告された違反が疑われる分析結果が、信頼のおける分析方法(IRMS 等)を用いて外因性の蛋白同化男性化ステロイド薬であることを証明している場合には、追加調査は必要とされず、検体に禁止物質が含まれているとみなされる。信頼性のある分析方法(IRMS 等)が追加的に行われず、かつ最低過去 3 回の結果が利用できない場合、関連アンチ・ドーピング機関は 3 ヶ月以内に少なくとも 3 回の予告無し検査を当該競技者に対し実施しなければならない。一連の検査を受けた競技者の長期的ステロイドプロファイルが生理的に正常ではない場合、違反が疑われる分析結果として報告されなければならない。

非常に稀だが、個人によっては、内因性のボルデノンがナノグラム/ミリリットル (ng/mL) のレベルで非常に低濃度ではあるが尿中に常時検出されることがある。そのようなごく低濃度のボルデノン进行分析機関が報告し、信頼のおける分析方法(IRMS 等)を用いて外因性であると判断されない場合、過去の結果を検討するか、あるいは追加検査を行うことによって追跡調査を実施することができる。信頼性のある分析方法(IRMS 等)が追加的に行われなかった場合、関連アンチ・ドーピング機関は 3 ヶ月以内に少なくとも 3 回の予告無し検査を当該競技者に対し実施しなければならない。一連の検査を受けた競技者の経時的ステロイドプロファイルが生理的に正常ではない場合、違反が疑われる分析結果として報告されなければならない。

19-ノルアンドロステロンに関しては、分析機関によって報告された違反が疑われる分析結果は禁止物質が外因性由来であることの科学的かつ有効な証拠と考えられる。そのような場合には追加調査は必要とされない。

競技者がこの調査への協力を怠った場合、当該競技者の検体に禁止物質が含まれていると見なされることになる。

2. その他の蛋白同化薬 例として下記のものがある

クレンプテロール、チボロン、ゼラノール、ジルパテロール

このセクションにおいて、

- * 「外因性(exogenous)」とは、通常は体内で自然につくられ得ない物質をいう。
- ** 「内因性(endogenous)」とは、体内で自然につくられ得る物質をいう。

S2. ホルモンと関連物質

下記の物質は、類似の化学構造又は類似生物学的効果を有するその他の物質及び放出因子も含め、禁止される。

1. エリスロポエチン (EPO);
2. 成長ホルモン (hGH)、インスリン様成長因子 (IGF-1 等)、機械的成長因子 (MGFs);
3. ゴナドトロピン類 (LH, hCG)、男性においてのみ禁止;
4. インスリン;
5. コルチコトロピン類;

検体中の禁止物質又はその代謝物の濃度あるいは関連の比率やマーカーがヒトの正常範囲を逸脱し正常に内因性に産生された物質とみなされない場合、競技者がその濃度が生理的状态あるいは病的状態に起因することを証明しない限り、その競技者の検体中に禁止物質 (上記列挙) が含まれているとみなされる。

分析機関が信頼のおける分析方法によって禁止物質が外因性であると報告した場合、検体は禁止物質を含んでいるとみなされ、違反が疑われる分析結果として報告される。

検体中に類似の化学構造や生物学的効果を持つ他の物質、診断マーカー類、上記に列挙したホルモンの放出因子が検出された場合、あるいは検出物質が体外由来であることが明らかにされた場合、禁止物質の使用を反映するものとみなし、それらは違反が疑われる分析結果として報告される。

S3 ベータ2作用薬

すべてのベータ2作用薬は、そのD体及びL体も含めて禁止される。

例外として、フォルモテロール、サルブタモール、サルメテロール、テルブタリンが吸入使用される場合には、略式の治療目的使用の適用措置の申請が必要となる。

いかなる治療目的使用の適用措置が認められていても、サルブタモールの濃度(フリー及びグルクロン酸抱合体濃度)が 1000 ng /ml 以上の場合、その異常値がサルブタモール吸入による治療目的の結果であることを競技者が立証しないかぎり、違反が疑われる分析結果として扱われることになる。

S4. 抗エストロゲン作用を有する薬物

下記の抗エストロゲン作用を有する物質は禁止される。

1. アロマターゼ阻害薬としては、次のものが挙げられるが、これらに限定するものではない。
アナストロゾール、レトロゾール、アミノグルテチミド、エクスメスタン、
フォルメスタン、テストラクトン。
2. 選択的エストロゲン受容体調節薬(SERMs)としては、次のものが挙げられるが、これらに限定するものではない。
ラロキシフェン、タモキシフェン、トレミフェン
3. その他の抗エストロゲン作用を有する薬物としては、次のものが挙げられるが、これらに限定するものではない。
クロミフェン、シクロフェニル、フルベストラント。

S5. 利尿薬と隠蔽薬

隠蔽薬としては、下記のものが挙げられるが、これらに限定するものではない。

利尿薬*、

エピテストステロン、

プロベネシド、

α-還元酵素阻害薬（フィナステリド、デュタステリド等）

血漿増量物質（アルブミン、デキストラン、ヒドロキシエチルデンプン等）

利尿薬には、下記のものが含まれる；

アセタゾラミド、

アミロリド、

ブメタニド、

カンレノン、

クロルタリドン、

エタクリン酸、

フロセミド、

インダパミド、

メトラゾン、

スピロノラクトン、

チアジド類（ベンドロフルメチアジド、クロロチアジド、ヒドロクロロチアジド等）

トリアムテレン、

及び類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有するもの。（但し、ドロスペリノンは禁止物質には含まれない）

* 競技者の尿中にある禁止物質が閾値水準あるいはそれに近い水準で存在し、かつ利尿薬が含まれていた時、治療目的使用の適用措置は無効となる。

禁止方法

M1. 酸素運搬能の強化

下記の事項が禁止される。

- a. 血液ドーピング。血液ドーピングとは、自己血、同種血、異種血又はすべての赤血球製剤を投与すること。
- b. 酸素摂取や酸素運搬，酸素供給を人為的に促進すること（過フルオロ化合物、エファプロキシラール(RSR13)、修飾ヘモグロビン製剤（ヘモグロビンを基にした血液代替物質、ヘモグロビンのマイクロカプセル製剤等）が含まれるが、これらに限定するものではない）。

M2. 化学的・物理的操作

a. ドーピングコントロールで採取された検体の完全性及び有効性を変化させるために改ざん又は改ざんしようとすることは禁止される。これらにはカテーテルの使用、尿のすり替え，尿の改変などが含まれるが、これらに限定するものではない。

- b. 正当な緊急の医療行為を除き、静脈内注入は禁止される。

M3. 遺伝子ドーピング

治療以外の目的で、競技能力を高める可能性のある細胞、遺伝子、遺伝因子又は遺伝子発現の修飾は禁止される。

．競技会検査で禁止対象となる物質・方法

前文S 1～S 5、M 1～M 3に加えて、下記のカテゴリーは競技会において禁止される。

禁 止 物 質

S6 興奮薬

下記の興奮薬は禁止される。また、関連したその光学異性体(D 体及びL 体)も含めて禁止される。

アドラフィニル、アドレナリン*、アンフェプラモン、アミフェナゾール、アンフェタミン、アンフェタミニル、ベンズフェタミン、プロマンタン、カルフェドン、カチン**、クロベンゾレックス、コカイン、クロプロパミド、クロテタミド、シクラゾドン、ジメチルアンフェタミン、エフェドリン***、エタミバン、エチルアンフェタミン、エチレフリン、ファンプロファゾン、フェンブトラゼート、フェンカンファミン、フェンカミン、フェネチリン、フェンフルラミン、フェンプロボレックス、フルフェノレックス、ヘプタミノール、イソメテプテン、レブメタンフェタミン、メクロフェノキセート、メフェノレックス、メフェンテルミン、メソカルブ、メタンフェタミン(D 体)、メチレンジオキシアンフェタミン、メチレンジオキシメタンフェタミン、p-メチルアンフェタミン、メチルエフェドリン***、メチルフェニデート、モダフィニル、ニケタミド、ノルフェネフリン、ノルフェンフルラミン、オクトパミン、オルテタミン、オキシロフリン、パラヒドロキシアンフェタミン、ペモリン、ペンテトラゾール、フェンジメトラジン、フェンメトラジン、フェンプロメタミン、フェンテルミン、プロリントアン、プロピルヘキセドリン、セレギリン、シブトラミン、ストリキニーネ、及び類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有するもの****。

* アドレナリンは、局所麻酔薬との併用あるいは局所使用(鼻、眼等)の場合、禁止されない。

** カチン；尿中濃度 5 µg/ml 以上が禁止。

*** エフェドリンとメチルエフェドリン；尿中濃度 10 µg/ml 以上が禁止。

**** 2006 年監視プログラムに含まれる物質(ブプロピオン、カフェイン、フェニレフリン、フェニルプロパノールアミン、ピプラドール、プソイドエフェドリン、シネフリン)は禁止物質とみなさない。

S7 麻薬

下記の麻薬は禁止される。

ブプレノルフィン、デキストロモラミド、ジアモルヒネ（ヘロイン）、フェンタニル及び誘導体、ヒドロモルフォン、メサドン、モルヒネ、オキシコドン、オキシモルフォン、ペンタゾシン、ペチジン。

S8 カンナビノイド

カンナビノイド（ハシシュ、マリファナ等）は禁止される。

S9 糖質コルチコイド

糖質コルチコイドの経口使用、経直腸使用、静脈内使用、筋肉内使用はすべて禁止される。これらの使用にあたっては、治療目的使用の適用措置の承認が必要となる。

上記以外の使用経路については、下記の場合を除き、略式の治療目的使用の適用措置が必要となる。

皮膚、耳、鼻、口腔内および目の疾患に対する局所的使用は禁止されず、かつ治療目的使用の適用措置のいかなる申請も必要としない。

・ 特定競技において禁止される物質

P1. アルコール

下記の競技において、アルコール(エタノール)は競技会検査に限り禁止される。検出方法は、呼気分析または血液分析である。ドーピング違反が成立する閾値は競技団体ごとに()で表示する。

航空スポーツ (国際航空連盟 :FAI)	0.20 g/l)
アーチェリー (国際アーチェリー連盟 :FITA ,国際パラリンピック委員会 :IPC)	0.10 g/l)
自動車 (国際自動車連盟 :FIA)	0.10 g/l)
ビリヤード(世界ビリヤード・スポーツ連合 :WCBS)	0.20 g/l)
ブール (国際スポール・ド・ブール連合 :CMSB、 国際パラリンピック委員会 ローンボウルス :IPC bowls)	0.10 g/l)
空手 (世界空手道連盟:WKF)	0.10 g/l)
近代五種 (国際近代五種連合 :UIPM) 射撃種別において	0.10 g/l)
モーターサイクル (国際モーターサイクル連盟 :FIM)	0.10 g/l)
パワーボート(国際パワーボート連合 :IIM)	0.30 g/l)

P2. ベータ遮断薬

特段の定めがある場合を除き、ベータ遮断薬は、下記の競技種目において競技会検査に限り禁止される。

航空スポーツ (国際航空連盟 :FAI)	
アーチェリー (国際アーチェリー連盟 :FITA、国際パラリンピック委員会 :IPC) (競技外においても禁止)	
自動車 (国際自動車連盟 :FIA)	
ビリヤード(世界ビリヤード・スポーツ連合 :WCB)	
ボブスレー (国際ボブスレー連合 :FIBT)	
ブール (国際スポール・ド・ブール連合 :CMSB、国際パラリンピック委員会 ローンボウルス :IPC bowls)	
ブリッジ (世界ブリッジ連盟 :FMB)	
チェス (国際チェス連盟 :FIDE)	
カーリング (世界カーリング連盟 :WCF)	
体操 (国際体操連盟 :FIG)	
モーターサイクル (国際モーターサイクル連盟 :FIM)	
近代五種 (国際近代五種連合 :UIPM) 射撃種別において	
ナインピンボウリング (国際ボウリング連盟 :FIQ)	
セーリング (国際セーリング連盟 :ISAF) - マッチレースにおけるヘルムのみ	
射撃 (国際射撃連盟 :ISSF、国際パラリンピック委員会 :IPC) (競技外においても禁止)	
スキー/スノーボード(国際スキー連盟 :FIS) - ジャンプ、フリースタイル (エアリアル/ハーフパイプ)、 スノーボード(ハーフパイプ/ビッグエア)	
レスリング (国際レスリング連盟 :FILA)	

ベータ遮断薬としては、下記のものが含まれるが、これらに限定するものではない。

アセブトロール、アルプレノロール、アテノロール、
ベタキソロール、ピソプロロール、ブノロール、
カルテオロール、カルベジロール、セリプロロール、
エスモロール、
ラベタロール、レボブノロール、
メチプラノロール、メトプロロール、
ナドロール、
オクスプレノロール、
ピンドロール、プロプラノロール、
ソタロール、
チモロール。

・ 指定物質*

「指定物質*」は、下記のとおりである。

- ・ すべての吸入ベータ 2 作用薬、(クレンブテロールを除く);
- ・ プロベネシド ;
- ・ カチン、クロプロパミド、クロテタミド、
エフェドリン、エタミバン、
ファンプロファゾン、
ヘプタミノール、
イソメテプテン、
レブメタンフェタミン、
メクロフェノキセート、p-メチルアンフェタミン、メチルエフェドリン、
ニケタミド、ノルフェネフリン、
オクトパミン、オルテタミン、オキシロフリン、
フェンプロメタミン、プロピルヘキセドリン、
セレギリン、シブトラミン
- ・ カンナビノイド ;
- ・ すべての糖質コルチコイド ;
- ・ アルコール ;
- ・ すべてのベータ遮断薬。

* 「禁止リストでは、医薬品として広く市販され、従って不注意でドーピング規則違反を起こしやすい薬物、あるいはドーピング物質としては比較的乱用されることが少ない薬物を、特に指定物質とすることができる」。そのような物質を含むドーピング違反では、「この種の指定物質の使用が競技力向上を目的としたものでないことを競技者が証明できる」場合には制裁処置は軽減されることがある。